（別紙１）

特定事業所集中減算の取り扱いについて

１　判定期間と減算適用期間

毎年度２回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 判定期間 | 減算対象期間 |
| 前期 | ３月１日～８月末日 | 10月１日～３月31日 |
| 後期 | ９月１日～２月末日 | ４月１日～９月30日 |

※　次の事業所については、判定期間を満了しないことから、当該期間については減算の判定対象から除外する。

①　判定期間の初日現在で指定を受けていない居宅介護支援事業所

②　判定期間中に休止・廃止をした居宅介護支援事業所

２　判定方法

事業所ごとに、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた計画の数をそれぞれ算出し、それぞれについて、最も紹介件数の多い法人（以下、「紹介率最高法人」という。）を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて、80％を超えた場合に減算する。

※平成30年４月報酬改定により、対象サービスが縮小されている。

【具体的な計算式】

　÷（対象サービスを位置づけた計画数）

３　算定手続き

居宅介護支援事業者は、「（届出様式）特定事業所集中減算判定様式」に必要事項を記載し、算定の結果80％を超えた場合については、当該書類を市長に提出しなければならない。

なお、80％を超えなかった場合についても、当該書類は各事業所において５年間保存すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 内容 |
| 80％を超えなかった場合 | | 市への手続き不要。 特定事業所集中減算判定様式（届出様式）を５年間保存する。 |
|
| 80％を超えた場合 | |  |
|  | 正当な理由なし | 次の書類を添付して、市に提出。  ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ・特定事業所集中減算判定様式（届出様式） |
|
|
|  | 正当な理由あり | 特定事業所集中減算判定様式（届出様式）を市に提出。  ※　正当な理由について、個別に判断し、結果について、後日通知する。 |
|
|

※ 80％を超えた場合の各書類の提出期限は前期９月15日、後期は３月15 日とする。

４　正当な理由の範囲

３で判定した割合が80％を超えた場合に、80％を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合には、「特定事業所集中減算判定様式」に当該理由を具体的に記載し、提出期限まで市長に提出すること。

なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は正当な理由として認めることとなるが、単に該当することのみをもって正当な理由と認めるものではなく、個別に判断することとする。正当な理由⑤・⑬に該当する場合は別紙２を参照すること。

市長が当該理由を不適当と判断した場合は、特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| № | 正当な理由として認められうる事項 |
| ① | 居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合。 |
| ② | 特別地域加算を算定している居宅介護支援事業所である場合。 |
| ③ | 判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。 |
| ④ | 判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合。 |
| ⑤ | サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したことにより特定の事業所に集中した場合。  （例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているものがある場合、意見・助言を受けている計画件数を除外して計算する。 |
| ⑥ | 市町村に訪問介護サービス等を開設している法人が各サービスごとでみた場合に１法人で、かつ、その法人が紹介率最高法人である場合に、その市町村に居住する利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80％以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になる場合。 |
| ⑦ | 通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所について、居宅から路程で３キロメートル以内に紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス事業所以外に当該サービスを提供する事業所が所在しない利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80％以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になる場合。 |
| ⑧ | 割引の届出を行っていることにより、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最もサービス利用料が安くなっていることにより集中した場合。 |
| ⑨ | 訪問介護における移送サービス（通院介助、通院等乗降介助等）を行う際の運賃、又は福祉用具貸与における取扱件数の上位１品目の貸与価格が居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最も安いことにより集中した場合。 |
| ⑩ | 年中無休365日営業している通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所である場合。 |
| ⑪ | 判定期間内中に他の居宅介護支援事業所の休止・廃止又は事業規模縮小により引き受けることとなった居宅サービス計画件数を除外すると、正当な理由の②④⑥⑦に該当することとなる場合。なお、これに該当する際は引き受け元の居宅介護支援事業所名及び引き受け件数を理由に明記すること。 |
| ⑫ | 東日本大震災（長野県北部を震源とする地震も含む。以下「震災」という。）の 発生に伴い、震災避難者の受け入れにより、特定の事業所に集中したと認められる 場合であって、かつ、震災避難者について位置づけた居宅サービス計画を除外して 計算すると、80％以下となる場合。 |
| ⑬ | 利用者の居住する地域において、各サービス毎にサービスを提供している事業所が１事業所のみとなる場合、その地域の利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80％以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になる場合。 |